保護者　様

保存版

令　和　３　年　４　月

貝塚市立第五中学校
校　長　北野　久美子

暴風警報・特別警報発令時における臨時措置及び地震発生の場合の緊急措置について

平素は、本校教育活動にご支援、ご尽力を賜り、ありがとうございます。
さて、本校では、暴風警報・特別警報発令時、また、地震が発生した場合、下記の通り臨時措置を行いますので、ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

記

１、暴風警報・特別警報発令に伴う臨時措置

午前７時現在、貝塚市を含む地域に暴風警報または特別警報が発令されている場合は、臨時休校とします。

登校後、貝塚市を含む地域に、暴風警報または特別警報が発令された場合は、天候の状況等を判断して、下校の措置を取ります。

※大雨警報や洪水警報が発令されても臨時休校にはなりません。その際は安全登校に十分ご留意願います。

２、地震発生の場合の緊急措置

◇貝塚市または隣接市町で、震度５弱以上の地震が発生した場合

・始業前（朝８時２０分まで）・・自宅待機・臨時休校

・登下校中・・揺れが収まるまでその場で安全確保し、揺れが収まったら、学校か家の近い方、安全な方へ避難してください。家に帰っても家族がいない場合は、学校や知り合いの大人のいる安全な場所に避難してください。

・授業中（８時２０分から終礼まで）・・授業中止。状況により、学校待機または下校。翌日は臨時休校。

・放課後・・部活動等中止。翌日は臨時休校。

◇貝塚市または隣接市町で、震度５弱未満の地震が発生した場合

・通常授業を実施

ただし、学校施設の被害状況や通学路の状況により、臨時休校の措置をとる場合があります。臨時休校になる場合は、学校のホームページ等で連絡します。

※「隣接市町」とは、岸和田市、泉佐野市及び熊取町を言います。